

新潟市立石山中学校いじめ防止基本方針

国の基本方針及び新潟市いじめ防止基本方針を受け、どのようにいじめの防止等の取組を行うかについての基本的な方向や取組の内容等を定める。また、本校に在籍する生徒の保護者、地域、関係機関と連携を図りながら、学校全体でいじめの防止および発見に取り組み、在籍生徒がいじめを受けていると思われるときは、迅速かつ適切にこれに対処する。

I いじめ防止に向けた基本方針

1 基本理念

いじめは、どの学校にも、どの学級にも、どの子どもにも起こりうる深刻な人権問題である。このことを強く意識し、いじめが発生した場合は早期に解決できるよう保護者、地域、関係機関と連携し、情報を共有しながら指導にあたる。

2 いじめの禁止

生徒は、学校の内外を問わず、決していじめを行ってはならない。また、いじめを見逃してはならない。

～いじめの定義～

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

3 学校および教職員の責務

学校は、学校の内外を問わず、いじめが行われることがなく、すべての生徒が安心・安全に学習やその他の活動に取り組むことができるよう、いじめ防止のための対策を講じるものとする。また、教職員は、全力をあげていじめの未然防止、早期発見、早期対応、再発防止等に努めるものとする。

II いじめ防止のために実施する施策

1 基本施策

(1) いじめの防止

- ① 自律性と社会性を育み、人権意識を高める。そして、いじめを生まない人間関係や風土づくりに努める。
- ② いじめや差別につながる言動を許さないという姿勢で生徒に接し、生徒の人権意識を育成する。
- ③ 分かる授業、できる授業をはじめ、一人一人を大切に、生かす教育活動により学級、学年、学校の風土をつくり、保護者や地域との信頼関係や協力体制を構築する。

(2) いじめの早期発見のための措置

- ① 日常の観察やアンケート等の実施により、いじめの早期発見に努める。
 - ・ 校内巡視（さんぽ）を実施する。
 - ・ 生活ノートを活用を行う。
 - ・ 学校生活アンケートを月1回実施する。
 - ・ 教育相談を全校体制で年3回実施する。
- ※ いじめ発見のためのアンケートについては、調査を実施した日のうちに記入内容を確認し、早期に対応すべき事案への取組が遅れることのないようにする。また、複数教職員が確認することで、状況を適切に把握する。アンケートの原本は2年間保管する。
- ② 全教職員で生徒の様子を見取り、情報を収集、整理して共有し、組織的な対応に迅速につなげるようにする。

(3) いじめへの対処

- ① いじめに係る相談を受けた場合は速やかに事実の確認を行う。
- ② いじめの事実が確認された場合はいじめの解消と再発防止のため、いじめを受けた生徒および保護者に対する支援といじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- ③ いじめを受けた生徒が安心して教育を受けられるために必要があると認められる時は、

保護者と連携を図りながら安心して生活できる場や時間などの、学習・生活環境を確保する。なお、いじめを行った生徒の保護者に対して学校教育法の規定に基づいた措置が必要と判断される事案については、教育委員会の指導により、必要な措置を講じる。

- ④ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄警察署と連携して対処する。
- ⑤ 自傷行為や「死にたい」などの言動を重く受け止め、組織で迅速、適切に対応する。

2 いじめ防止等の対策のための組織の設置

(1) 校内設置組織

① 「いじめ対応ミーティング」

<構成メンバー>

校長，教頭，生徒指導主事，該当学年主任，該当学級担任，該当学年生徒指導担当教諭，その他事案に関係する職員

○ この組織は、いじめ防止等、特にいじめの対処に取り組む際の中核として日常的に機能させる組織とする。

- ・ いじめの状況を組織として共有する。
- ・ いじめに係る詳細な事実把握のための調査を行う。
- ・ いじめの対処のための方針や方法を協議する。
- ・ 生徒への指導を行う。

② 「不登校・いじめ対策委員会」

<構成メンバー>

校長，教頭，教務主任，生徒指導主事，各学年生徒指導担当教諭，養護教諭，特別支援教育担当教諭，通級指導担当，スクールカウンセラー，
(医師，社会福祉士，弁護士) ()内は必要に応じて

○ この組織は、いじめ防止等の課題に対して、学校内外の人材がそれぞれの役割や専門性を発揮して、組織的、実効的に取り組むことを目的とする。

- ・ いじめ防止基本方針に基づく取組や具体的な年間計画の作成，実行，検証，修正
- ・ いじめに関する情報や生徒の問題行動に係る情報の収集と記録，共有
- ・ いじめの問題の解決に向けた具体的な方策の検討

(2) 校外設置組織

「石山中学校区いじめ防止連絡協議会」

<構成メンバー>

中学校：校長，教頭，生徒指導主事，スクールカウンセラー
PTA会長，PTA副会長

小学校：校長，教頭，生活指導主任

地域：コミュニティー協議会代表，育成協議会代表，民生児童委員，サポート委員
*必要により教育委員会，警察等関係機関からも協力を得る。

○ この組織は石山中学校区の学校，保護者，地域の代表等が連携して，地域全体で子どもをいじめから守る取組の充実を図るため中学校区全体のいじめ防止等への取組について情報交換や協議する。

III インターネットを媒介としたいじめへの対処

インターネットを通して行われるいじめについては、実態把握が困難であり、事態の広域化、複雑化、長期化が懸念される。そこで以下の対策を行う。

1 学校で行う対策

- (1) 携帯通信機器の校内への持ち込みを禁止する。
- (2) 情報モラル教育を図るため、インターネットの利点と欠点について道徳部，特別活動部，技術家庭科が連携して指導を行う。
- (3) 学級活動の時間において、インターネットの危険性やトラブルに関する全校一斉の講演会を行う。
- (4) 内容によっては、躊躇せず警察と連携し、情報の拡散防止に全力を挙げる。

2 家庭に対する対策

- (1) 新入生保護者説明会や長期休業前のたよりを通して、生徒の携帯通信機器、PCの利用については、保護者の責任および監督の下で使用させるようお願いする。
- (2) 生徒がインターネットを通してトラブルを起こした場合や学校生活に支障をきたしている場合は、携帯通信機器の取り上げや使用の停止を勧告する。

IV 重大事案への対処

1 重大事態の対処の基本方針

万一、重大事態が発生した場合には、新潟市教育委員会の指導のもと、いじめを受けた生徒の心身の安全、安定の確保を最優先に取り組む。また、いじめに関する事実を徹底的に調査、解明し対処するにあたり、いじめを受けた生徒はもちろん、いじめを行った生徒に対しても、その心情に十分寄り添って指導、支援する。

2 重大事態のとらえ方

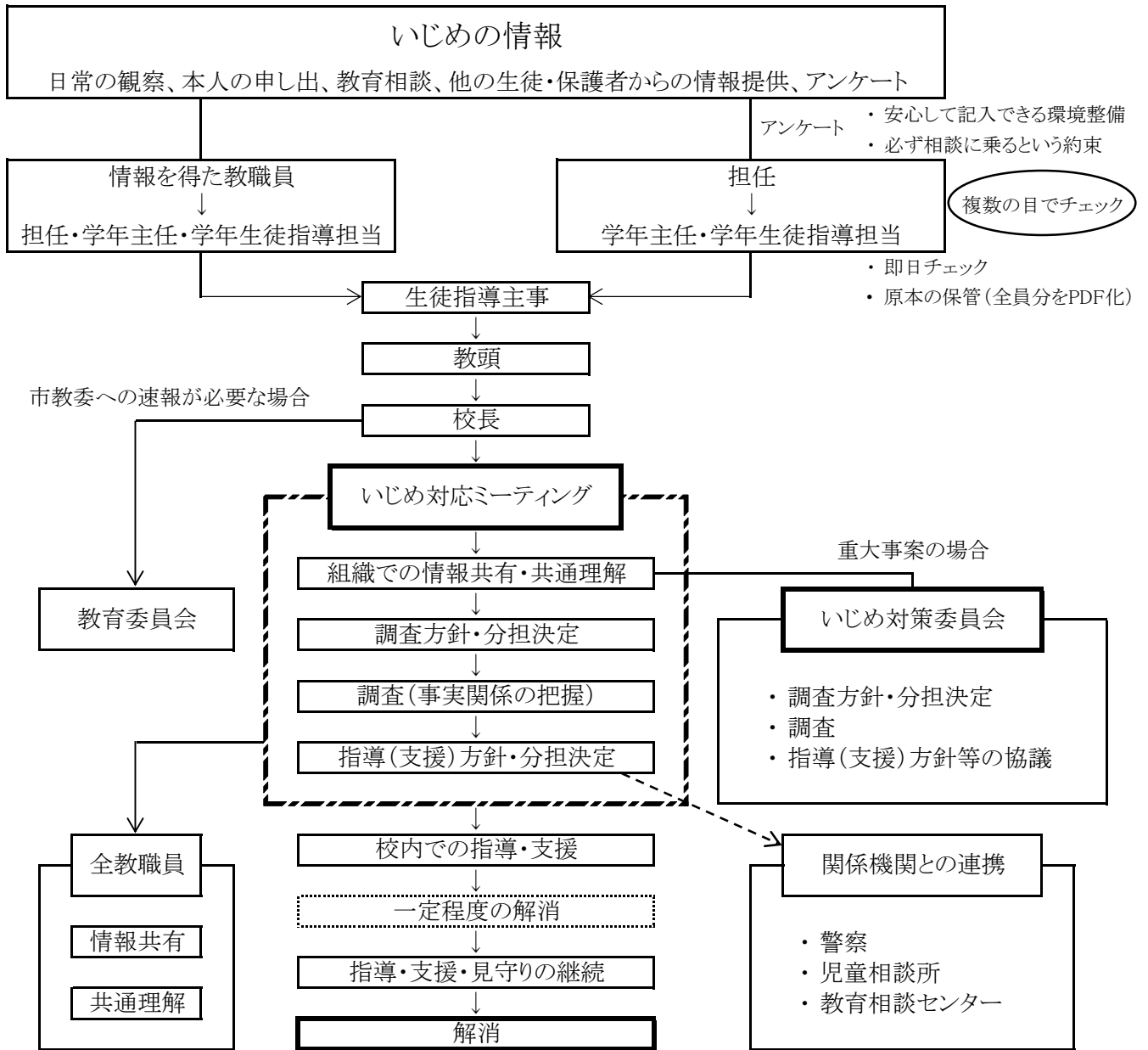
生徒がいじめを受けたことにより

- (1) 生徒が自殺を企図した場合
- (2) 身体に重大な障害を負った場合
- (3) 金品等に重大な被害を被った場合
- (4) 精神性の疾患を発症した場合
- (5) 被害生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

3 対応について

- (1) 重大事態に係わる情報を収集、整理し、いじめの概要を把握するとともに、その概要を速やかに新潟市教育委員会に報告し、その後の対応について指導を受ける。
- (2) いじめの内容が犯罪行為として扱われる場合や生徒の生命、身体および財物に重大な損害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、連携して対処する。

いじめ情報についての報告・対応の流れ



※全て記録を残し、保管すること